

民法組

考試科目	(三) 文	系所別	法律學	考試時間	2 月 19 日(日) 第 3 節
------	-------	-----	-----	------	-------------------

7110B
7112B
7113B
7114B
7115B
7116B

117B

財稅法組
公法組
刑法組
勞社法組
基礎法學組

壹、請將以下各段判決要旨翻譯成中文(每小題 12 分、計 60 分。括弧內出處部分不必翻譯。)

一、被告は、本件説明書により、原告のマンションが「建築基準法による日照規制の対象とならない」ことだけを説明したにとどまり、本件土地にマンションが建築された場合に原告のマンションの日照に影響が及ぶ可能性のあることを説明しないばかりか、「マンションが建つかも知れないが、プライバシーや日照について原告のマンションの住民への配慮がされる」などと誤解を招くような説明をしている。したがって被告は上記の説明義務を怠ったというべきである。

(大阪高裁平成 26 年 1 月 23 日判決判例時報 2261 号 148 頁)

二 本件各犯行の動機は甚だ身勝手に、前記電子メールの内容等から認められる殺人の動機も、交際女性を取り戻すことへの一方的かつ極端な執着と、その障害と考えていた同女の家族らを殺害してでも排除しようとするものにほかならず、酌量の余地は全くない。殺害に用いるためあらかじめ洋包丁を購入し、インターネットで同女の家族の住居を調べるなど周到に準備した上、三重県の自宅から長崎県西海市まで赴いており、殺害の計画性も高い。

(平成 28 年 7 月 21 日最高裁判所第一小法廷判決)

三、被控訴人は、退職後ほどなくして、自らが担当していた約 130 名の互助会会員の自宅を訪問するなどして働きかけて、互助会契約の解約を促すなどし、最終的 17 には約 170 名の会員が互助会契約を解約して解約払戻金に係る別訴を提起するに至り、控訴人は少なからぬ打撃を被ったのであるから、被控訴人の本件行為は、控訴人と継続的な雇用ないし委託関係にあったこと及び本件行為の経緯、態様等に鑑みれば、行き過ぎとも考えられる。

(平成 28 年(ネ)第 10079 号損害賠償等請求控訴事件)

四、本件処分は、「都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた」として、都市公園法 27 条 2 項 1 号に基づき、平成 28 年 9 月 30 日までであった本件許可を一部取り消し、その期間を同年 6 月 30 日までに 3 か月間短縮するものである。したがって、申立人は、本件処分により、本件許可期間の短縮に伴う損失を被ることになるが、都市公園法は、もとよりこのような損失が生じ得ることは想定して、同法 27 条 2 項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない旨を定めている(同法 28 条 1 項)。

(平成 28 年 6 月 16 日東京地方裁判所判決)

備註	一、作答於試題上者，不予計分。 二、試題請隨卷繳交。
----	-------------------------------

考試科目	日 文	系所別	法 律 學 系	考試時間	2月19日(日)第3節
------	-----	-----	---------	------	-------------

五、Bは、本件会社により、その事業活動に密接に関連するものである本件歓送迎会に参加しないわけにはいかない状況に置かれ、本件工場における自己の業務を一時中断してこれに途中参加することになり、本件歓送迎会の終了後に当該業務を再開するため本件車両を運転して本件工場に戻るに当たり、併せてE部長に代わり本件研修生らを本件アパートまで送っていた際に本件事故に遭ったものということが出来るから、本件歓送迎会が事業場外で開催され、アルコール飲料も供されたものであり、本件研修生らを本件アパートまで送ることがE部長らの明示的な指示を受けてされたものとはうかがわれないことを考慮しても、Bは、本件事故の際、なお本件会社の支配下にあったというべきである。

(平成28年7月8日最高裁判所第二小法廷判決)

貳、請將以下各規定翻譯成中文(每小題10分、計40分)

- 一、法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。
- 二、海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第七条第一項又は第八条第一項第一号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、公共海岸の土地以外の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。
- 三、この法律において「任意継続被保険者」とは、適用事業所に使用されなくなったため、又は第一項ただし書に該当するに至ったため被保険者(日雇特例被保険者を除く。)の資格を喪失した者であって、喪失の日の前日まで継続して二月以上被保険者(日雇特例被保険者、任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であったもののうち、保険者に申し出て、継続して当該保険者の被保険者となった者をいう。ただし、船員保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。
- 四、国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策で大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学等における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない。

備 註	一、作答於試題上者，不予計分。 二、試題請隨卷繳交。
-----	-------------------------------